

綱 領

1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. われわれは、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成23年
5月25日
発行
第213号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
Eメール shinro@shinro.org
ホームページ http://www.shinro.org/
発行責任者 山本俊一



—平成23年度—

第1回中央委員会開催 日赤厚生年金基金等を審議

五月十五日、十六日の両日、神奈川県横浜市「ローズホテル横浜」において全国加盟組より中央委員及びオブザーバー等九四名の参加のもと、平成二十三年度第一回中央委員会が開催された。

初日には部会及び専門部会が開催され、翌日の中央委員会では、議題である平成二十三年度ベアや夏期手当等について審議が行われた。

初日の冒頭、三月十一日 確認された後、議長に柏谷の東日本大震災で亡くなられた被災地の方々の哀悼の意を述べ、出席者全員で黙とうを捧げた。また、被災地域にある石巻日赤の内海中央副執行委員長より現地の被害状況の報告と、全国の組合員から励ましの言葉を頂いたことに対し、御礼の挨拶が述べられた。

一日目は、中央委員会に先立ち、部会（組織・教宣・調査）及び専門部会（病院・血液センター・女性部）が開催され、今年度の活動方針や情報交換が行われた。

翌日の中央委員会は、出席中央委員二十五名で成立した。

まず、秋友中央執行委員長が挨拶に立ち、次のように述べた。

『今年度の本社交渉は東日本大震災への対応の影響でなかなか日程が組めず、第一回団体交渉は例年の一月遅れの四月二十六日となった。今年度ベアについて本社は、これまで通りの「世間並み」とする方針に変わりはなく、世間の賃金改定の動向を見ながら交渉を進めていきたいとの回答にとどまっている。また、民間の厳しい雇用情勢に加え東日本ではまだ被災が続いていることから、日赤の公的な性格、国民の善意に支えられている団体であることをあらためて認識し、総合的に勘案して判断したいとしている。本部としては、定期大会で決議された要求書を踏まえ、引き続き粘り強く交渉を重ねていく考えである。また、このたびの署名簿活動では多くの組合員の皆様のお力添えを頂き、お礼申し上げたい。この署名簿が今後の交渉の後押しになることは間違いない、今後ともご支援で協力をお願いしたい。』

その後、報告事項（部会・専門部会・一般経過）が述べられた。

【幹事研修会】九月十一日または十二日、テーマは「日赤厚生年金基金について」、具体的内容は本部一任。

【初心者研修会】二ブロック単位で開催。助成金等については例年どおり。

【組合宣伝用ビラの作成・配布、機関紙の発行、ホームページの活用】

【調査部】平成二十三年度調査事項を決定。昨年度実施した内容を見直し、追加項目として「福利厚生事業の実施状況について」を加える。他に、各専門部会から上がった項目についても実施。

二、専門部会報告

【病院部】六年制大学の薬学部卒業

報告事項

一、各部報告

【組織部】組合員の獲得強化、新規組合の立ち上げ、組合ホームページの活用、血液センターブロック化への対応等について協議。

【教宣部】○研修会の開催について「単組新任役員研修会」六月二十五日・二十六日、場所は青森市、講師は明治大学法学部講師・松岡二郎氏。

◎5月16日(月)、日赤新労組合員及びその家族11,943名の署名簿を本社に提出



者への対応、週休二日制の有給休暇の取得等について実施、放射線作業手当の支給、技術職の人事交流の推進、災害救護における特別

【血液センター部】広域事業運営体制、プロ

東日本大震災への義援金を寄付

第一回中央委員会決議に基づき、五月十六日(月)、日本赤十字社本社を訪れ、秋友中央執行委員長より総務局組織推進部の服部部長へ義援金を手渡した。

「昨今、義援金に関しては、服部組織推進部長より丁寧なお礼の言葉を頂戴した。日赤に託された義援金や救済金の流れ、社員の皆様からの社費や寄付金等による活動資金について説明を受け、あらためてその仕組みを認識した。」

また、日赤新労からの義援金については、服部組織推進部長より丁寧なお礼の言葉を頂戴した。



二、夏期手当について

【統一要求額】二割十一律三万円

【統一要求日】本部一任

本部は五月二十日(金)を統一要求日に指定。

三、日赤厚生年金基金について

二月二十二日の日赤厚生年金基金理事会・代議員会で承認された「日赤厚生年金基金等の制度のあり方検討委員会」における基金加算年金見直し案（裏面に掲載）について、本部より説明があった。

四、その他

①週休二日制実施について 前日行われた週休二日制推進委員会の報告があり、未実施施設（芳賀・大田原・足利・原野・三原日赤）の早期実施に向けて、未実施施設に対しては文書で質問・要請し、併せて、本社とした。

【審議事項】

一、本年度ベアについて 各ブロック会議での審議結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で決定済み（三・〇％（二万円））で本部一任と決定された。

二、夏期手当について からの強い指導を求めていることとした。

②組合例規集追録の対応 並製本での発行は今後検討することとし、今年度は本社例規集のCD-Rをコピーし単組へ配布することに対応する。

③東日本大震災の対応 日赤新労として、義援金五十万円を日赤本社に寄付し、被災地域に所在する単組には一律の見舞金を贈ることになった。また、新労本部にて各単組からの見舞金を受け付けることとし、その取扱については本部一任とされた。

④六年制大学の薬学部卒業生への対応について 来春の卒業を控え、フロアからは具体的な対応案も出され、本社の早急かつ適正な対応を求めていることとした。

【平成二十三年度中央委員】

◎印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる

- 【第一ブロック】（三名）
 - 荒川一穂（八戸日赤）◎調
 - 川原 猛（盛岡日赤）◎教
 - 等原イレーネ 悠未（新潟血七）◎組
 - 【第二ブロック】（八名）
 - 押久保清浩（芳賀日赤）組
 - 堀中大輔（大田原日赤）教
 - 斎藤知秀（足利日赤）◎調
 - 関美喜男（原野日赤）◎教
 - 竹内政則（桑野日赤）◎教
 - 青山 平（浜松日赤）◎調
 - ◎金沢丈夫（千葉血七）◎組
 - 山岸明人（千葉血七）◎調
 - 【第三ブロック】（九名）
 - 石川敬之（飯山日赤）◎調
 - 永岡弘道（名一日赤）◎教
 - 磯石伸治（名一日赤）◎組
 - ◎吉田弘樹（名二日赤）◎調
 - 【第四ブロック】（二名）
 - ◎西村和典（大津日赤）◎組
 - ・教・調
 - 【第五ブロック】（六名）
 - 山本敏夫（鳥取日赤）◎組
 - 西村清孝（鳥取日赤）◎教
 - 江里陽介（岡山日赤）◎調
 - 葛西逸美（岡山日赤）◎組
 - ◎柏 裕輔（三原日赤）◎教
 - 下見幸浩（三原日赤）◎調
 - 【第六ブロック】（二名）
 - ◎樋口良子（今津日赤）◎教
 - 鬼塚俊行（嘉麻日赤）◎組
- 以上、二九名

東日本大震災 石巻赤十字病院を訪問して

中央執行委員長 秋 友 信 男



各県支部等から派遣された車両が並ぶ病院駐車場

五月十三日(金)、日赤新
労の長として、新労加盟施
設であり東日本大震災の災
害医療拠点でもある石巻赤
十字病院を訪問しました。
福島に入り仙台に近づく
につれて、新幹線の車窓か
らブルーシートに覆われた
屋根が目立つようになり、
また、空地に瓦礫が山積み
になっている光景を見て、
二カ月以上経ってもまだ震
災の影響が色濃く残ってい
ることを実感しました。
仙台駅よりレンタカーで
石巻を目指しましたが、途
中、車のラジオから流れる
復興状況やお互いを励まし
リスナーからのコメントを
耳にして、今回の被害の甚
大さをあらためて強く感じ
ました。

と聞いておりました。
信号が復旧していないの
で、交差点では警察官が二
名体制で交通整理にあたっ
おり、道路わきには畳や家
財道具が積み置かれていま
した。そして、そのほとん
どが閉じられている商店街
通りを抜けて海側に出る
と、そこには震災直後にテ
レビや新聞で見た光景が広
がっていたのです。陸に乘
り上げた船、瓦礫に埋もれ
た自動車、全壊した建物、
ぶら下がったままの信号機
など、実際にその光景を目
にした私は、言葉も出ない
ほどの衝撃を受けました。
特に印象的だったのは、
何がぶつかったのかわか
りませんが、街灯が真ん中か
らきれいに「コ」の字に折
り曲がっていて、津波のエ
ネルギの恐ろしさをひし
ひしと感じました。
先に内海さんからの電話
で、満潮時は潮位が上がっ
ているので、水浸しの道路
には注意するよう忠告され
ていましたが、まさにその
今回の震災では、既に多

言葉どおりで、地盤沈下を
起こした道路は満潮になる
たび海水で覆われ、それを
避けるために徐行運転や片
側通行となるため、渋滞を
引き起こしていました。結
局、道路の海水や瓦礫等が
邪魔をして、学校の近くま
では行ったものの校舎まで
は辿り着けませんでした。
石巻日赤に戻り、内海さ
ん、石巻日赤新労組の丹野
書記長、元本部役員の後藤
氏等と面会し、その無事な
姿を見て、はじめてほっと
安堵の思いがしました。今
は病院自体は落ち着いてい
るそうですが、御三方とも
この震災で十キロ近く体
重が落ちたそうで、水道や
ガスが止まったため十日以
上も風呂に入れなかったこ
と等を聞いて、非常に苦労
された様子が伺えました。
石巻日赤の千葉事務部長
とも面会することができた
のですが、部長はこの災害
を通して赤十字の素晴らし
さをあらためて実感された
そうで、各施設の応援に対
しては深く感謝の意を述べ
ておられました。

くの組合員の方々が災害派
遣で活躍されていると聞い
ており、新労を通じてでき
た人の輪に、心強いものを
感じています。仕事の都合
で救護要員として志願でき
なかった私にとって、今回
の石巻訪問にスツ姿でお
邪魔するのは如何なものか
と思ったのですが、皆さん
の元気な姿にお会いでき、
逆にこちらが元気をいただ
くことになりました。

今後、石巻をはじめ被災
に遭われた組合員のため、
私に何ができるのか、日赤
新労として何ができるのか
を考えながら、皆さんが早
く元の生活に落ち着かれる
よう願い、見守っていき
たいと思います。



石巻日赤院内にて、左端が丹野書記長、右端が後藤氏

日赤厚生年金について — 基金加算年金の見直し —

二月二十二日の日赤厚生
年金基金理事会・代議員会
で、下記の「日赤厚生年金
基金等の制度のあり方検討
委員会における基金加算年
金見直し案」が審議・承認
されました。
基金では、平成二十四年
四月一日の新制度施行に向
け、制度見直し概要の説明
会を実施し、加入員等から
の同意書を取得していく予
定としています。
各単組及び組合員におい
て、早期退職勧奨制度を利
用できる(対象者)組合員
の皆さんは、日赤厚生年金
基金のホームページを活用
して自分の年金受給額を確
認するなど、見直しされた
場合の日赤厚生年金基金と
早期退職勧奨制度の兼ね合
いをしっかりのご理解、ご
確認ください。

＜日本赤十字社厚生年金基金等の制度のあり方検討委員会における基金加算年金見直し案＞																	
		現 行 制 度	委員会最終案	見直しの考え方													
予定利回り		・5.5%	・3.5%	・運用リスク対応(基金の運用実績、他基金の動向等を考慮)													
給 付 水 準 ・ 給 付 方 法	加算年金A (勤続20年以上・55歳以上で退職)	・支給開始年齢 60歳、保証期間 10年 ・(例) 勤続40年 96,000円 ※選択一時金は年金額をもとに計算	・支給開始年齢 62歳、保証期間 10年 ・保証期間(10年)は現行の給付水準の3/4、保証期間後は現行の給付水準の1/2 ※選択一時金は年金額をもとに計算	・長寿リスク対応のため、支給開始年齢を引き上げ ・公的年金を合わせた老後の生活費の実態に対応した給付体系													
	加算年金B (勤続15年以上で退職、年齢不同、加算年金A以外)	・加入員拠出に事業主が1割上乗せし、予定利回り5.5%で運用した選択一時金額を年金化(支給開始年齢 60歳、保証期間 10年)	・支給開始年齢 62歳、保証期間 10年 ・保証期間(10年)は現行の給付水準の3/4、保証期間後は現行の給付水準の1/2 ※選択一時金は年金額をもとに計算	・加算年金Aとのバランスを考慮													
	脱退一時金 (勤続15年未満で退職)	・加入員拠出に事業主が1割上乗せし、予定利回り5.5%で運用した額	・加入員拠出を予定利回り3.5%で運用した額 * 事業主1割上乗せは廃止(現行の約80～90%)	・運用リスク対応 ※現行制度の事業主1割上乗せは、制度設計当時の定期預金利息が5.5%を上回っていたことを考慮													
	経過措置		対象者: 制度見直し時点で57歳以上かつ制度見直し後5年の間に加算年金Aで退職 給付水準: 支給開始年齢62歳、支給開始から5年間は現行の給付水準を維持(8/8) ※なお、経過措置対象者について減額年金の繰上げ支給を行う場合は、経過措置分を上乗せした減額年金を計算する。	・退職間近の職員にとって準備期間が必要であることを考慮するが、経過措置は限定的、最小限のものとする。													
	減額年金の繰上げ支給	・年齢 55～59歳 ・減額年金の支給理由 傷病、疾病、施設の廃止等	・年齢 55～61歳 ・減額年金の支給理由 希望者全員に支給	・多様な老後の生活設計に対応													
掛 金 率 ・ 財 源 負 担	掛 金 率 ・ 労 使 負 担 割 合	・掛金率 <table><tr><th>掛金率</th><th>事業主</th><th>加入員</th></tr><tr><td>4.9%</td><td>3.8%</td><td>1.1%</td></tr></table>	掛金率	事業主	加入員	4.9%	3.8%	1.1%	・掛金率(平成21年度決算ベース) <table><tr><th>掛金率</th><th>事業主</th><th>加入員</th></tr><tr><td>5.9% (+1.0%)</td><td>4.7% (+0.9%)</td><td>1.2% (+0.1%)</td></tr></table> ※平成24年度施行の場合、直近の平成22年度決算ベースで掛金率を計算する必要がある。	掛金率	事業主	加入員	5.9% (+1.0%)	4.7% (+0.9%)	1.2% (+0.1%)	＜掛金率＞ ・施設及び加入員の負担能力を考慮し、全体で1～2%の引き上げ ※平成22年度の運用状況を考慮 仮に△10.0%の場合、掛金率は+1.0% (平成22年7月末現在 △7.10%) 5.9%+1.0%=6.9% < 1～2% ＜労使負担割合＞ ・加入員負担の引き上げは極力抑える ・事業主は全体の掛金率から加入員掛金率を差し引いた分を負担 ・全社的福利厚生事業見直しに伴う財源移行(0.2%相当)により、労使双方の負担軽減(事業主0.1%、加入員0.1%)	
	掛金率	事業主	加入員														
4.9%	3.8%	1.1%															
掛金率	事業主	加入員															
5.9% (+1.0%)	4.7% (+0.9%)	1.2% (+0.1%)															
	・加算給与月額(俸給+役付)の上限 25万円	・加算給与月額(俸給+役付)の上限 30万円															